

# 海外から埼玉県公立高等学校への出願について

## ～ 出願資格の認定 ～

保護者の海外勤務等に伴い、下記1のいずれか一つに該当する者については、必要書類を持参の上、所定の手続きをとり、出願資格があると認定された場合には、本県の公立高等学校の一般募集に出願できます。

### 1 出願資格の要件及び提出書類

#### (1) 海外日本人学校又は外国の学校を修了する見込みの者（学校教育法施行規則第95条第1号及び第2号に規定する課程を修了する見込みの者）で、志願者及び保護者が本県に居住することが確実な場合

(注) ここでいう保護者とは、父及び母の二人をいいます。父又は母のいずれかが生存していない場合は生存する父又は母、父も母も生存しない場合は未成年後見人をいいます。

#### ア 令和6年3月31日までに志願者が保護者とともに帰国し、県内に居住できる場合 提出書類

(ア) 「令和6年度埼玉県立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」

(埼玉県教育委員会所定用紙)

(イ) 保護者の勤務先の長（社長、所長（支店長）、部長又は課長）が発行した海外勤務（予定）に関する証明書（任地、赴任期間、帰国予定、帰国後の勤務地、帰国後の住居等の記載があり、社長、所長（支店長）、部長又は課長の署名があるもの）（様式自由）

(ウ) 保護者の住居に関する証明書（家屋の登記事項証明書、賃貸借契約書の写し、公営住宅の入居証明書等）

要件	必要書類
ア 保護者の帰国等により、県内の社宅に保護者とともに転居する場合	保護者の勤務先の長（社長、所長（支店長）、部長又は課長）が発行した帰国後の住居が記載された証明書 (注) ・ 帰国の発令予定日は、原則として令和6年4月1日以前であること。 ・ 証明書には、社長、所長（支店長）、部長又は課長の署名があること。 ・ 埼玉県内の住所から通勤可能な勤務先に転勤するものであること。 ・ 勤務先の社宅名、所在地及び入居予定日が証明書に記載されていること。 転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。
イ 埼玉県内の保護者名義の家屋に保護者とともに転居する場合	家屋の登記事項証明書（登記簿謄本） (注) ・ 申請日から3か月以内に発行されたものであること。 ・ 賃貸等を行っている場合には、3月31日までに明け渡される旨の証明書を添付のこと。 転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。

<p>ウ 家屋の新築により、県内に保護者ととともに転居する場合</p>	<p><b>確認済証（建築物）の写し</b></p> <p>（注）・ 建築主住所氏名欄に保護者の氏名が記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地の位置・地名・地番欄に埼玉県内の市町村名が記載されていること。</li> <li>・ 工事完了予定日欄に、3月31日までの日が記載されていること。未記入の場合は、別に工務店等の証明書を添付のこと。</li> </ul> <p>転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。</p>
<p>エ 家屋の購入により、県内に保護者ととともに転居する場合</p>	<p><b>建物売買契約書の写し</b></p> <p>（注）・ 買主欄に保護者の氏名が記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地の位置欄に埼玉県内の市町村名が記載されていること。</li> <li>・ 引渡年月日欄に3月31日までの日が記載されていること。</li> </ul> <p>転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。</p>
<p>オ 独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）、公営住宅の賃貸家屋に保護者ととともに転居する場合</p>	<p><b>賃貸借契約書の写し、入居証明書等</b></p> <p>（注）・ 借主欄に保護者の氏名が記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地の位置欄に埼玉県内の市町村名が記載されていること。</li> <li>・ 入居年月日欄に3月31日までの日が記載されていること。</li> </ul> <p>転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。</p>
<p>カ 一般の賃貸家屋に保護者ととともに転居する場合</p>	<p><b>賃貸借契約書の写し</b></p> <p>（注）・ 借主欄に保護者の氏名が記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地の位置欄に埼玉県内の市町村名が記載されていること。</li> <li>・ 入居年月日欄に3月31日までの日が記載されていること。</li> </ul> <p>転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。</p>

**イ 令和6年3月31日までに志願者のみが先に帰国し、本県に居住している親族と同居する場合**

**(ただし、志願者が高等学校在学中に保護者が帰国し同居予定であること)**

提出書類

(ア) 「令和6年度埼玉県立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」

(埼玉県教育委員会所定用紙)

(イ) 保護者の勤務先の長(社長、所長(支店長)、部長又は課長)が発行した海外勤務(予定)に関する証明書(任地、赴任期間、帰国予定、帰国後の勤務地、帰国後の住居等の記載があり、社長、所長(支店長)、部長又は課長の署名があるもの)(様式自由)

(ウ) 保護者に代わり志願者の身元を引き受ける親族の承諾書(様式自由)

(エ) 上記(ウ)の親族の現住所を証明できる書類

(住民票の写し(申請日から3か月以内に発行され、個人番号の記載がないもの)等)

(オ) 出願事由を説明する書類(様式自由)

**(2) 県内の中学校卒業生(令和6年3月卒業見込みの者を含む。)で、保護者とともに県内に生活の本拠があったが、保護者が一時的に海外勤務となり、志願者が本県に居住する親族と同居することとなった場合**

提出書類

上記(1)アの(ア)、(イ)、(ウ)及び上記(1)イの(ウ)、(エ)

**(3) 外国において日本の中学校に相当する課程を修了(令和6年3月修了見込みの外国人を含む。)した外国人、及び保護者の海外勤務によらず外国において日本の中学校に相当する課程を修了(令和6年3月修了見込みを含む。)した日本人が、令和6年3月31日までに保護者とともに県内に居住できる場合、又は県内に保護者とともに居住している場合**

提出書類

上記(1)アの(ア)、(ウ)及び外国の最終学校の修了(修了見込み)を証明する書類

(備考1) 既に志願者が県内に保護者とともに居住している場合は、上記(1)アの(ウ)については、保護者の氏名が記載されている住民票の写し(申請日から3か月以内に発行され、個人番号の記載がないもの)で代えることができます。

(備考2) 外国人特別選抜に出願する場合は、他に外国の最終学校の成績証明書、外国人登録証明書又は在留カードの写し等が必要です。

## 2 手続を行う期間及び場所

### (1) 期間

令和5年12月1日(金)から令和6年2月8日(木)正午まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日、令和5年12月29日(金)から令和6年1月3日(水)までの間を除く。)

受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

(可能な限り令和6年2月7日(水)までに出席資格の認定を受けてください。)

### (2) 場所

- ア 全日制の課程の県立高等学校への志願の場合  
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課学事担当  
(電話： 048-830-6735)
- イ 定時制又は通信制の課程の県立高等学校への志願の場合  
志願先の県立高等学校
- ウ 市立高等学校への志願の場合  
当該各市教育委員会

### (3) 手続の方法等

上記(1)の期間外においては手続を行うことはできませんので、期間内に手続が行えるよう提出書類の準備をお願いします。

保護者又はその代理人が、該当する書類を手続場所へ持参してください。

出席資格の認定された「埼玉県立高等学校入学志願者の出席資格認定申請書」、出席書類等が交付されます。

## 3 入学願書の記載等について

- ・ 入学願書及び受検票は、出席資格認定後、所定の様式を用い、必要事項を記入してください。
- ・ 調査書は、出席資格の認定後、所定の様式を用い、実施要項等に基づいて出身中学校長に作成してもらってください。
- ・ 入学願書、調査書についての不明点は、以下6の連絡先へお問い合わせください。

## 4 出席手続及び志願先の変更等

### (1) 出席手続

出席の際、入学願書に、あらかじめ認定を受けた「埼玉県立高等学校入学志願者の出席資格認定申請書」を添付して提出してください。

※ 今年度は県立高等学校11校、さいたま市立高等学校及び川口市立高校(全日制)で電子出席手続を実施します。詳細については、令和6年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項を参照してください。

### (2) 志願先高等学校を変更する場合

出席後における志願先変更については、実施要項等に従って行います。この場合は、改めて出席資格の認定の申請は行わず、変更前の高等学校で返還された「埼玉県立高等学校入学志願者の出席資格認定申請書」を志願先変更証明書に添付してください。

ただし、定時制の課程から全日制の課程への志願先変更の場合には、全日制の課程への出願前に県立学校人事課学事担当において上記1及び2の手続を行うことが必要です。

### **(3) 上記(2)の取扱い**

公立高等学校から公立高等学校へ志願先を変更する場合をいい、県立高等学校と市立高等学校の別は問いません。

## **5 県立吹上秋桜高等学校の令和6年度秋季募集における出願資格認定申請手続**

### **(1) 秋季募集における出願資格の要件及び提出書類**

出願資格の要件については、上記1と同じです。ただし、上記1中の「3月31日」は、「9月30日」に、「4月1日以前」は、「10月1日以前」に置き換えてください。

また、上記1(3)中の「令和6年3月修了見込み」は、「令和6年9月までに修了見込み」に置き換えてください。

### **(2) 秋季募集の手続を行う期間**

令和6年8月1日(木)から令和6年9月3日(火)正午まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日、令和6年8月13日(火)から令和6年8月16日(金)までの間を除く。)

受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで(なお、可能な限り令和6年9月2日(月)までに出席資格の認定を受けること。)

### **(3) 場所**

県立吹上秋桜高等学校

### **(4) 手続の方法等**

上記(2)の期間外においては、手続を行うことはできませんので、期間内に手続が行えるよう提出書類の準備をお願いします。

保護者又はその代理人が、該当する書類を手続場所へ持参してください。

出席資格を認定された「埼玉県立高等学校入学志願者の出席資格認定申請書」、出席書類等が交付されます。

## **6 問い合わせ先**

### **(1) 出席資格認定申請手続について**

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課学事担当  
(電話： 048-830-6735)

### **(2) 入学願書、調査書について**

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課  
(電話： 048-830-6766)

令和6年度埼玉県立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書

(宛先)

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長

申請者氏名 \_\_\_\_\_

保護者との関係 ( \_\_\_\_\_ )

令和6年度埼玉県立高等学校入学志願者として出願資格を認定していただきたいので、  
下記のとおり申請します。

記

志願者	氏名			昭和・平成	年	月	日生
	現住所			電話			
	出身中学校等名						
保護者	氏名			志願者との関係			
	現住所			電話			
新住所							
転居予定日							
申請事由及び添付書類(いずれも該当する□に✓印を記入する。)		申請事由	添付資料	<input type="checkbox"/> 海外勤務に関する証明書 <input type="checkbox"/> 家屋の登記事項証明書 (申請日から3か月以内に発行されたもの) <input type="checkbox"/> 入居証明書・賃貸借契約書等 <input type="checkbox"/> 住民票の写し (申請日から3か月以内に発行され、個人番号の記載がないもの) <input type="checkbox"/> 親族の身元引受書 <input type="checkbox"/> 親族の現住所を証明できる書類 <input type="checkbox"/> 最終学校の修了(見込み)証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )			
1 保護者の海外勤務 <input type="checkbox"/> 保護者とともに帰国 <input type="checkbox"/> 親族と同居							
2 外国人及び上記1以外の日本人 <input type="checkbox"/> 保護者とともに転居 <input type="checkbox"/> 保護者とともに居住							

審査の結果、出願資格があることを認定します。

令和 年 月 日

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長



(注) 課長印のないものは無効です。

(参考)

申請時における志願先高等学校名	埼玉県立	高等学校
-----------------	------	------

# 記入例

受付番号 \_\_\_\_\_

記入  
しない

令和6年度埼玉県立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書

(宛先)

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 出願 一郎

保護者との関係 ( \_\_\_\_\_ 本人 \_\_\_\_\_ )

令和6年度埼玉県立高等学校入学志願者として出願資格を認定していただきたいので、下記のとおり申請します。

記

志願者	氏名	出願 太郎	昭和・平成 20年10月15日生	
	現住所	NORTH APARTMENT 4 sukhumvit SOI 50 klongton-nam wattana Bangkok THAILAND	電話	123-456-7891
	出身中学校等名	〇〇〇日本人学校		
保護者	氏名	出願 一郎	志願者との関係	父
	現住所	同上	電話	同上
新住所		埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1-401		
転居予定日		令和6年3月15日		
申請事由及び添付書類(いずれも該当する□に✓印を記入する。)	申請事由	<u>1 保護者の海外勤務</u> <input checked="" type="checkbox"/> 保護者とともに帰国 <input type="checkbox"/> 親族と同居  <u>2 外国人及び上記1以外の日本人</u> <input type="checkbox"/> 保護者とともに転居 <input type="checkbox"/> 保護者とともに居住	添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 海外勤務に関する証明書 <input type="checkbox"/> 家屋の登記事項証明書 (申請日から3か月以内に発行されたもの) <input checked="" type="checkbox"/> 入居証明書・賃貸借契約書等 <input type="checkbox"/> 住民票の写し (申請日から3か月以内に発行され、個人番号の記載がないもの) <input type="checkbox"/> 親族の身元引受書 <input type="checkbox"/> 親族の現住所を証明できる書類 <input type="checkbox"/> 最終学校の修了(見込み)証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )

審査の結果、出願資格があることを認定します。

令和 年 月 日

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長



(注) 課長印のないものは無効です。

(参考)

申請時における志願先高等学校名	埼玉県立 高砂	高等学校
-----------------	---------	------

# 海外勤務に関する証明書の記載例

## 海外勤務に関する証明書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長

社長、所長（支店長）、部長又は課長など、勤務先の上司にあたる方の署名

高砂台株式会社  
バンコク支社長  
浦和 一郎

海外駐在中である社員の家族について、帰国予定であることを証明いたします。

海外勤務をしている保護者の氏名です

1 社員氏名

出願 一郎（しゅつがん いちろう）

2 勤務先

高砂台株式会社バンコク支社

NORTH APARTMENT 4 sukhumvit SOI 50 klongton-nam wattana Bangkok THAILAND

現在の勤務先について御記入ください

3 赴任期間

平成31年1月18日から現在に至る

4 家族氏名

妻 出願 花子

長男 出願 太郎

次男 出願 次郎

帯同家族を全員分御記入ください

5 帰国予定日

(※家族全員が帰国する場合)

令和6年3月15日帰国予定

保護者及び帯同家族の帰国予定の記載（3月31日以前である必要があります。）

(※受検生が一方の保護者と帰国する場合)

家族は、令和6年3月15日に帰国予定

ただし、出願 一郎は、引き続き現地に滞在

帰国後の勤務地の記載  
(分かる範囲で)

6 帰国後の勤務地

高砂台株式会社浦和支店（さいたま市）

7 帰国後の住居

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1-401

帰国後の住居の記載（住居表示）  
令和6年度埼玉県立高等学校入学  
志願者の出願資格認定申請書の  
「新住所」と一致する必要があります。



## ～ 帰国生徒特別選抜による募集 ～

埼玉県では、帰国生徒受入れ体制の整備の一環として昭和62年度から「帰国生徒特別選抜」（旧「帰国子女特別選抜」）の制度を導入しました。すべての全日制の県公立高校が対象です。

### 1 募集人員

帰国生徒特別選抜による募集人員は、各学校の第1学年の募集学級数です。

（例えば、6学級募集であれば、帰国生徒特別選抜の募集人員は6人）

### 2 帰国生徒特別選抜を実施する高等学校

全日制の課程において、一般募集に併せて行います。

### 3 出願資格

全日制の課程での一般募集の出願資格を有する者で、かつ、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者とします。

（1）日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者

（2）日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者

※ 「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から令和6年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいいます。

### 4 通学区域

全県1学区であり、県内にお住まいであれば、いずれの高等学校にも出願できます。

### 5 出願手続

一般募集に準じます。ただし、「入学願書」の記入は「特別選抜に関する申告欄」の「帰国生徒特別選抜による募集」に○印を付し、出身中学校長の応募資格証明を受けてください。

また、「海外在住状況説明書」を志願先高等学校長に提出します。

なお、帰国生徒特別選抜での出願をする場合、「自己申告書」の提出はできません。

### 6 志願先変更

一般募集に準じます。帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができます。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」を添付してください。

なお、一般募集による入学者選抜に出願している者は、帰国生徒特別選抜への志願先変更をすることはできません。

## 7 学力検査

国語、数学、英語の3教科を受検します。

令和6年2月21日（水）に学力検査を行います。当日の日程は、次のとおりとなります。

時間	教科等
8:45～9:20	一般諸注意
9:25～10:15（50分）	国語
10:35～11:25（50分）	数学
11:45～14:20	志願先高等学校長の指示に従う
14:40～15:30（50分）	英語

## 8 面接

令和6年2月21日（水）又は2月22日（木）に面接を行います。

面接は個人面接とします。

## 9 実技検査

実技検査を実施する高等学校の学科・コース等については、帰国生徒特別選抜の志願者に対して、他の志願者と同様に実技検査を実施します。

## 10 入学許可候補者の発表

一般募集に準じます。

## 11 その他

不明な点は、埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課（電話048-830-6766）にお問い合わせください。

## ～ 外国人特別選抜による募集 ～

### 1 外国人特別選抜を実施する高等学校（全日制の課程）

外国人特別選抜は次の12校で一般募集に併せて実施します。募集人員は別に定めます。

- ・ 岩槻高等学校 普通科及び国際文化科
- ・ 川口東高等学校 普通科
- ・ 川越西高等学校 普通科
- ・ 栗橋北彩高等学校 普通科
- ・ 草加南高等学校 普通科及び外国語科
- ・ 南稜高等学校 普通科及び外国語科
- ・ 新座柳瀬高等学校 普通科
- ・ 深谷第一高等学校 普通科
- ・ 三郷北高等学校 普通科
- ・ 妻沼高等学校 普通科
- ・ 和光国際高等学校 普通科及び外国語科
- ・ 蕨高等学校 普通科及び外国語科

### 2 出願資格

全日制の課程での一般募集の出願資格を有する者で、かつ、次の（1）及び（2）の条件を満たす者とします。

- （1）保護者と共に県内に居住している、又は令和6年3月31日までに居住予定がある外国籍を有する者
- （2）原則として、在日期间が令和6年2月1日現在で3年以内の者

### 3 その他

手続、日程等詳細は外国人特別選抜を実施する各高等学校又は埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課（電話048-830-6766）にお問い合わせください。